

岩手県有料老人ホーム設置運営指導検査要領

(目的)

第1 この要領は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号、以下「法」という。）第29条第13項及び岩手県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成15年3月31日長第1114号保健福祉部長通知、以下「指導指針」という。）の規定に基づき、有料老人ホームに対して実施する指導検査等に関して必要な事項を定めるものとする。

(有料老人ホームの定義)

第2 有料老人ホームは、法第29条第1項に規定する「老人を入居させ、入浴、排泄もしくは食事の介護、食事の提供又は日常生活上必要な便宜で洗濯、掃除等の家事又は健康管理（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をその事業を行う施設であって、次の施設を除くものとする。

- (1) 老人福祉施設
- (2) 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居

(有料老人ホームの届出)

第3 有料老人ホームを設置しようとする者（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている者を除く。）は、その施設を設置しようとする所在地を所管する広域振興局長に、次の事項をあらかじめ別に定める様式により届け出るものとする。

- (1) 施設の名称及び設置予定地
- (2) 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 条例、定款その他基本約款
- (4) 事業開始の予定年月日
- (5) 施設の管理者の氏名及び住所
- (6) 施設において供与される介護等の内容
- (7) その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を別に定める様式により広域振興局長に届け出るものとする。

3 第1項の届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を広域振興局長に別に定める様式により届け出るものとする。

4 届出を受けた広域振興局長は、指導指針に基づき、基本的事項、設置者、立地条件、規模、構造及び職員配置等の確認を行い、届出を受理するとともに当該届出の写しを保健福祉部長に提出するものとする。

(有料老人ホーム情報の報告)

第4 有料老人ホーム情報の報告は、次の掲げる区分に応じ、該当各号に定めるとおり報告するものとする。

- (1) 定期報告

有料老人ホームの設置者は、毎年7月末日までに次の書類を広域振興局長に提出するとともに、

イ及びウについては、電子媒体を併せて提出するものとする。

- ア 有料老人ホーム情報報告書（別紙様式 1）
- イ 重要事項説明書（指針別紙様式）
- ウ 有料老人ホーム情報開示等一覧表（別紙様式 2）
- エ 前年の事業年度の財務諸表
- オ 入居契約書
- カ 管理規程
- キ 入居案内パンフレット

(2) 変更報告

有料老人ホームの設置者は、前号により報告した事項について、施設の名称、所在地、電話番号その他の連絡先、有料老人ホームの類型、居室の状況、介護等の内容等、入居対象となる者及び介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項に変更があった場合は、その旨を変更の日から 1 月以内に次の書類を広域振興局長に提出するとともに、イ及びウについては、電子媒体を併せて提出するものとする。

- ア 有料老人ホーム情報変更報告書（別紙様式 3）
- イ 重要事項説明書（指針別紙様式）
- ウ 有料老人ホーム情報開示等一覧表（別紙様式 2）

2 広域振興局長は、前項による報告を受理したときは、次の掲げる区分に応じ、該当各号に定めるとおり報告するものとする。

(1) 定期報告

電子媒体により提出された重要事項説明書（指針別紙様式）及び有料老人ホーム情報開示等一覧表（別紙様式 2）を 8 月末まで長寿社会課に報告するものとする。

(2) 変更報告

有料老人ホーム情報変更報告書（別紙様式 3）並びに電子媒体により提出された重要事項説明書（指針別紙様式）及び有料老人ホーム情報開示等一覧表（別紙様式 2）を受理後 2 週間以内に長寿社会課に報告するものとする

(事故報告)

第 5 有料老人ホーム情報の設置者は、当該有料老人ホームにおいて事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、広域振興局長に対して別に定める様式により速やかに報告するものとする。

(指導検査)

第 6 指導検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者処遇に関する事項等について、法及び指導指針等に照らし、改善の必要があると認められる事項について適正な助言及び指導を行うことにより、有料老人ホームの適正な運営及び入居者保護を図ることを目的とする。

(1) 指導検査の対象

本要領の第 2 に定める有料老人ホームとする。

(2) 指導検査の種類

指導検査の種類は次のとおりとする。

ア 立入検査

検査対象となる有料老人ホーム等における実地検査とする。

イ 特別検査

特別検査は、立入検査により、法第 29 条第 13 項に該当する内容について、改善が認められないとき、又は、有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障が生じていると疑うに足りる理由があるとき、若しくは、正当な理由がなく立入検査を拒否したときに実施する。

なお、必要に応じ関係行政機関等と合同で検査を実施することができる。

ウ 集団指導

集団指導は、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(3) 実施回数

立入検査は、原則として一の有料老人ホームにつき、4年に1度実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する施設については、年1回以上実施できるものとする。

ア 法及び関係法令・通知に照らし、重大な問題が認められるもの

イ 広域振興局長が年1回以上実施する必要があると認めるもの

(4) 指導検査計画の報告

広域振興局長は、年度当初、指導検査の実施計画を策定し、別紙様式4により、5月末日までに保健福祉部長に報告する。

(5) 身分を示す証明書の携帯

法第 29 条第 13 項の規定による質問又は検査を行うにあたっては、老人福祉法施行規則（昭和 38 年 7 月 11 日厚生省令第 28 号、以下「省令」という。）第 5 条の 2 第 3 項に定める質問又は立入検査を行う職員の証（以下「身分証明書」という。別紙様式 5）を携帯しなければならない。なお、広域振興局長は、身分証明書について、身分証明書交付台帳（別紙様式 6）により適正に管理する。

（立入検査）

第 7 立入検査は、次のとおりとする。

(1) 立入検査の検査項目

立入検査における検査項目は、別に定める「有料老人ホーム自主点検表兼指導検査調書」（以下「調書」という。）によるものとする。

(2) 立入検査の体制

立入検査は、必要に応じて関係法令及び関係指針等について十分な知識及び経験を有する広域振興局の職員 2 名以上をもって立入検査班を編成して実施するものとし、そのうち 1 名は原則として主査以上の職にある者とする。

また、必要に応じて、長寿社会課職員の協力を得て検査を実施する場合には、別紙様式 7 により長寿社会課総括課長あて職員の派遣を要請することができる。

(3) 立入検査の事前準備

立入検査にあたっては、毎年度7月末に提出される有料老人ホーム情報開示一覧表及び重要事項説明書等を参考に、実施計画を定め実施するものとするが、集団指導を欠席、又は定期報告未提出の有料老人ホームに対しては優先的に実施するものとする。

なお、実施にあたり、有料老人ホームによっては介護保険としての事業所の指定を受けているものもあることから、市町村等の介護保険担当課との連携を十分にとり合同での立入検査の実施等により効率的な対応が必要である。

また、立入検査の実施にあたっては、あらかじめ有料老人ホームから調書等を提出させる。

(4) 立入検査の実施通知

立入検査の実施にあたっては、有料老人ホームの設置者に対して、原則として1月前までに別紙様式8により通知する。

ただし、緊急に有料老人ホームの実態の把握等を行う必要がある場合には、事前に通知することなく、立入検査を実施できるものとする。

(5) 立入検査の結果通知

立入検査の結果については、後日、有料老人ホームの設置者に対して、別紙様式9により通知する。

(6) 改善指導等

前号による通知の際、改善を要すると認められる事項があるときは、概ね1月以内の期限を付して改善状況等の報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣し、改善状況等の確認を行うものとする。

(特別検査)

第8 特別検査は、次のとおりとする。

(1) 立入検査により、次のいずれかの事項に該当する内容について、改善が認められないときには特別検査を実施する。

ア 当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存されていないとき。

イ 当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他厚生労働省令で定める事項の情報の開示がなされていないとき。

ウ 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しているとき。

エ 終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領する場合は、当該前払金の算定基礎を書面で明示し、かつ返還債務を負うこととなる場合に備えて、厚生労働省令の定めるところによる必要な保全措置が講じられていないとき。

オ エに規定する前払金を受領する場合において、当該有料老人ホームに入居した日から省令第21条第1項で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から省令第21条第2項で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結していないとき。

カ 当該有料老人ホームに入居している者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居

者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき。
キ 改善報告が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるとき。

ク 入居者の処遇に重大な影響が及んでいる等、緊急を要すると認められるとき。

(2) 特別検査の体制

特別検査は、立入検査に準じて検査班を編成して実施するものとする。

また、必要に応じて、長寿社会課職員の協力を得て検査を実施する場合には、立入検査に準じて長寿社会課総括課長あて派遣を要請することができる。

(3) 特別検査の実施通知

特別検査の検査通知は、立入検査に準じて事前に文書により行う。ただし、特別検査の目的及び効果を勘案し、事前に通知することなく実施できるものとする。

(4) 特別検査の結果通知

特別検査の結果については、立入検査に準じて通知する。

(5) 改善指導等

特別検査の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、立入検査に準じて改善状況等の報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣し、改善状況等の確認を行うものとする。

(改善命令)

第9 特別検査の結果、第7第1号に掲げる事項のいずれかに該当し、再三の指導等に従わず、法第29条第15項に基づく改善命令について検討すべきと認められる場合、広域振興局長は、指導の経過等を取りまとめ、保健福祉部長に報告するものとする。

2 知事は、広域振興局長が実施した特別検査の結果、法第29条第15項に該当すると認めた場合は、有料老人ホームの設置者に対し、改善を命ずるとともに、その旨を公示するものとする。

(業務停止命令等)

第10 知事は、有料老人ホームの設置者が、第9の改善命令に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときには、法第29条第16項に基づき、その事業の制限又は停止を命ずるとともに、その旨を公示するものとする。

2 知事は、前項の規定による命令を行った場合は、法第29条第18項に基づき、該当市町村に遅滞なく、通知するとともに、関係市町村に情報提供するものとする。

3 知事は、第1項の規定による命令をし、その入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

(集団指導)

第11 集団指導は、次のとおりとする。

(1) 実施の通知

広域振興局長は、有料老人ホームの設置者に対し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知するものとする。その際、届出を行っていない有料老人ホームに対しても集団指導に参加するよう働きかけるものとする。

(2) 実施方法等

集団指導は、指導指針の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。

なお、集団指導に欠席した事業者に対しては、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(検査結果の報告)

第 12 広域振興局長は、指導検査の結果について、別紙様式 10 により 5 月末日までに保健福祉部長に報告する。

(検査結果の活用)

第 13 指導検査結果のうち指摘事項及びその改善状況については、必要に応じて実施する集団指導において活用するものとする。

なお、特別検査の結果については、原則として 1 年間、長寿社会課ホームページに掲載するものとする。

附則

1 この要領は、平成 19 年 3 月 16 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 25 年 1 月 10 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。